

答 申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った後述の第2の8の一部開示決定において、「警察に対する相談記録票」（以下「本件公文書」という。）を特定したこと及び決定通知書の記載内容については妥当である。一方で「警察に対する相談処理票」（以下「相談処理票」という。）を特定しなかったことは妥当ではなく、相談処理票を追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 令和3年（2021年）2月15日、審査請求人は、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号。以下「旧条例」という。）に基づき、別表1の「開示請求の内容」欄に記載した内容について自己情報開示請求（以下「1回目請求」という。）を行った。
- 2 令和3年2月26日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、1回目請求について、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分をそれぞれ「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「1回目決定」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）3月28日、審査請求人は、旧条例に基づき、別表2の「開示請求の内容」欄に記載した内容について自己情報開示請求（以下「2回目請求」という。）を行った。
- 4 令和5年4月10日、本件実施機関は、2回目請求について、別表2の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分をそれぞれ「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「2回目決定」という。）を行った。
- 5 令和5年5月8日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、別表3の「開示請求の内容」欄に記載した内容について保有個人情報開示請求（以下「3回目請求」という。）を行った。
- 6 令和5年5月16日、本件実施機関は、3回目請求について、別表3の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分をそれぞれ「不

開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「3回目決定」という。）を行った。

- 7 令和5年12月12日、審査請求人は、法に基づき、別表3の「開示請求の内容」欄に記載した内容と同一の内容について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 8 令和6年（2024年）1月9日、本件実施機関は、本件請求について、3回目決定と同様に別表3の「公文書の名称」欄に記載の本件公文書を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分をそれぞれ「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 9 令和6年4月6日、審査請求人は、本件決定に対して長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対し、後述の第3に記載の内容を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 相談処理票の特定について
 - (1) 本件公文書と相談処理票は同じ処理対応に関して一体のものとして作成され、管理されている文書である。一体として管理されているにもかかわらず、本件公文書だけを特定し、相談処理票を特定しないという判断は誤っている。むしろ、相談処理票の方が本件請求における「対応したことについて記録された文書」に該当しているため、相談処理票も特定し、開示を求める。
 - (2) 本件公文書のみが開示され、「相談処理票」を特定しないと判断した根拠とその理由を求める。
- 2 本件公文書の扱いについて
 - (1) 本件公文書の日付が手書き修正されているが、これが正規の公文書であるのか確認を求める。
 - (2) 適切な開示手続のために、本件実施機関の開示請求担当課が該当公文書の原本を確認すべきである。また、公文書の原本の閲覧や、カラーの写し文書の交付も認めるべきである。
- 3 決定通知書への本件請求内容の記載について

決定通知書の「開示する保有個人情報」欄には、個別の文書名ではなく、請求内容の記載を要するところ、本件決定における決定通知書では、当該欄に請求内容の記載がなく、どんな請求によって本件公文書が開示決定されたのかが不明である。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 「相談処理票」の特定について

本件請求は、1回目請求及び3回目請求の内容と全く同じであるため、審査請求人が開示を求める保有個人情報が本件公文書であると判断した。なお既に2回目決定において相談処理票を開示しているため、本件決定で本件公文書のみを対象文書として特定した判断に誤りはない。

2 本件公文書の扱いについて

(1) 審査請求人に開示した文書は、保有所属で管理されている本件公文書の写しであり、実質的に原本と同様の形式又は体裁である。

また、本件公文書において受理日時が修正されているのは、相談記録を管理する業務システムに、誤った日付を登録したまま出力されたものを訂正するために修正したからである。また、当該システムはセキュリティの観点から、権限が付与されていない者は勝手に修正できないようになっている。そのため登録情報管理票を使用して決裁を受けて、当該システム上の情報を修正するようにしている。紙の原本については、軽微な修正の場合は手書きで修正している。

以上のことから、手書き修正された本件公文書も、公文書として組織的に用いるものとして管理している。

(2) 本件実施機関では、開示の実施方法として、原本の閲覧やカラーでの写しの交付を可能としている。ただし、部分開示の場合における閲覧については、その写しにより対応している。

このことについて、法第87条第1項ただし書では「行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる」とされ、個人情報保護委員会が作成する「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）において、部分開示の方法として「不開示部分が明らかにならないようにするため、原本のコピーに黒塗りを行い、さらにコピーしたものを閲覧に供することが確実な方法」とされている。

3 決定通知書への本件請求内容の記載について

事務対応ガイドにおいて、決定通知書の「開示する保有個人情報」欄には、「保有個人情報の名称等を正確に記載する」とされており、開示請求の内容を記載することを求めている。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求の内容について

本件請求は審査請求人が令和2年11月6日に110番通報した際の受理記録及び佐久警察署員が対応したことについて記録された文書を求めたものである。

2 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定に対して、保有個人情報の特定、公文書としての扱い、決定通知書への請求事項の記載のそれぞれに関して不服があるものと認められるため、以下、それぞれの妥当性について順次検討する。

(1) 保有個人情報の特定について

本件実施機関は、本件決定において本件公文書のみを特定しているが、審査請求人は、本件公文書だけでなく相談処理票の特定も求めている。

本件諮問機関等は、1回目決定及び3回目決定との整合をとり、相談処理票を特定しなかったと主張しているが、当審査会において確認したところ、2回目決定で相談処理票を特定していることも考慮すると、相談処理票には審査請求人からの通報に対する佐久警察署の対応記録が記録されているといえ、本件公文書と相談処理票は一体となった文書であると認められる。

また、本件諮問機関等は、2回目決定において、相談処理票を開示していることも理由に相談処理票を特定しなかったと主張しているが、過去に開示しているか否かに関わらず、同一内容の請求であれば同じ文書を特定すべきである。

よって、本件請求において開示を求めている内容が相談処理票に記載されていることが明らかであるため、本件実施機関は相談処理票を追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

(2) 公文書としての扱いについて

審査請求人は、本件公文書の日付が手書き修正されているため、正規の公文書であるのか確認を求めている。

本件諮問機関等は、本件公文書は公文書を保管している所属の公文書の写しであり、原本と同様の形式又は体裁であり、また、本件公文書の日付について、決裁を受けた上で正しく修正していると主張している。

当審査会において、当該文書の修正方法を確認したところ、相談記録を管理す

る業務システムへの入力の際に誤った日付を入力し、出力してしまった場合であっても、当該システム上の修正は、別の権限のある者でなければ修正できない仕様となっている。既に出力した本件公文書は、日付を見え消しで修正し決裁を受けたとのことである。なお、当該システム上の修正は、別途、権限のある所属に依頼し、修正済みとのことであった。

本件諮問機関等のこの説明に不合理な点はなく、本件公文書に記載された個人情報、本件実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本件実施機関の職員が組織的に用いるものとして、本件実施機関が保有しているものであるといえる。

よって、当該文書は本件実施機関が作成した公文書であると認められる。

(3) 決定通知書への請求事項の記載について

審査請求人は、決定通知書における「開示する保有個人情報」欄には、個別の文書名ではなく、請求内容の記載を求めており、本件請求における決定通知書では、どんな請求によって本件公文書が開示決定されたのかが不明である旨を主張している。

本件諮問機関等は、事務対応ガイドには「開示する保有個人情報」欄には「保有個人情報の名称を正確に記載する」とされており、開示請求の内容を記載することは求められていないと主張している。また、決定通知書には、本件請求の日付を記載していることから、いつなされた開示請求に対する開示決定処分の通知であるかは明らかであると主張している。

当審査会において、事務対応ガイドを確認したところ、「開示する保有個人情報」欄は、「請求により実施機関が特定した保有個人情報の名称等を記載すること」となっていることから、実施機関が管理している公文書等の名称を記載することが想定されていると考えられ、請求内容自体を記載することを要しているとは認められない。

よって、本件実施機関が、本件決定通知書の「開示する保有個人情報」欄に特定した公文書の名称を記載したことは妥当である。

3 審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和6年（2024年） 7月25日 諮問

(別表1)

開示請求の内容	番号	公文書の名称	不開示部分	不開示理由
私が令和2年11月6日午後7時9分に、私の駐車区画に、私以外の車両が止められていたことについて、110番通報した受理記録及び佐久警察署員が対応したことについて記録された文書	1	警察に対する相談記録票(令和2年11月6日受理のもの)	警察職員の氏名及び印影(慣行として公にされている者の氏名及び印影を除く。)の部分	旧条例第12条第3号該当 警察職員の氏名及び印影(慣行として公にされている者の氏名及び印影を除く。)は、警察職員の職務の特殊性から、氏名及び印影を開示することにより、当該職員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。
			「対応」欄のうち、相談事案に関する調査結果が記載された部分	旧条例第12条第7号該当 調査結果は、これを開示することにより、事案に対する警察の評価及び対応方針が明らかとなり、公正な評価及び判断を困難にするなど、相談事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
	2	110番受理記録(令和2年11月6日19時9分受理のもの)	警察職員の氏名(慣行として公にされている者の氏名を除く。)の部分	旧条例第12条第3号該当 警察職員の氏名(慣行として公にされている者の氏名を除く。)は、警察職員の職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該職員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。

(別表2)

開示請求の内容	番号	公文書の名称	不開示部分	不開示理由
<p>令和2年11月6日午後19時頃請求人が100番通報した際の通報記録、および、その際同日佐久警察署の警察官が現場臨場した際の出動記録や受理記録、これらの捜査記録や相談記録等のすべて。また、その後同11月16日、請求人が佐久警察署の当時の担当者に電話連絡し、再度車両検索をしてもらった際の車両検索記録や相談記録等々のすべて。</p>	1	警察に対する相談記録票（令和2年11月6日受理のもの）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者の印影を除く。）の部分	<p>旧条例第12条第3号該当 警察職員の職務の特殊性から、当該警察職員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。</p>
			<p>旧条例第12条第5号該当 警察職員の職務の特殊性から、捜査等に従事する特定の個人が識別され、捜査等に対する有形無形の嫌がらせを受けるほか、当該警察職員及び家族等の生命若しくは身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるなど、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	
			<p>旧条例第12条第7号該当 警察職員の職務の特殊性から、当該職員が開示された場合の影響を懸念して、事案についての率直な判断等の記載を躊躇するなど、今後の相談事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	
			「対応」欄の不開示部分	<p>旧条例第12条第3号該当 開示請求者以外の個人に関する情報が明らかとなり、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある。</p>

				旧条例第12条第7号該当 具体的内容が明らかになることで警察活動の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
	2	警察に対する相談処理票（令和2年11月6日処理のもの）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者の印影を除く。）の部分	旧条例第12条第3号該当 警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者の氏名及び印影を除く。）を開示することにより、警察職員の職務の特殊性から、当該警察職員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。
				旧条例第12条第5号該当 警察職員の職務の特殊性から、捜査等に従事する特定の個人が識別され、捜査等に対する有形無形の嫌がらせを受けるほか、当該警察職員及び家族等の生命若しくは身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるなど、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
				旧条例第12条第7号該当 警察職員の職務の特殊性から、当該職員が開示された場合の影響を懸念して、事案についての率直な判断等の記載を躊躇するなど、今後の相談事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
			「処理内容」欄の不開示部分	旧条例第12条第3号該当 開示請求者以外の個人に関する情報が明らかとなり、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある。

				旧条例第12条第7号該当 警察活動の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
--	--	--	--	---

(別表3)

開示請求の内容	公文書の名称	不開示部分	不開示理由
私が令和2年11月6日午後7時9分に、私の駐車区画に、私以外の車両が止められていたことについて、110番通報した受理記録及び佐久警察署員が対応したことについて記録された文書。	警察に対する相談記録票（令和2年11月6日受理のもの）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	法第78条第1項第2号該当 警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条1項第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			法第78条第1項第5号該当 その職務の特殊性から開示することにより、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
		「対応」欄のうち不開示部分	法第78条第1項第7号該当 取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。